

令和 6 年
9 月 舟橋村議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 27 号から議案第 36 号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	渡 辺 光
教 育 長	土 田 聡
総 務 課 長	山 崎 貴 史
生 活 環 境 課 長	田 中 勝
会 計 管 理 者	林 輝
代 表 監 査 委 員	川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 9 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 27 号から議案第 36 号まで

○議長（前原英石） 日程第 1 議案第 27 号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件から議案第 36 号 令和 5 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 10 件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4 番（田村 馨） おはようございます。4 番田村馨でございます。

まず私から、質問に入る前に、今回村役場内で発生した 2 度目のパワハラ事案について一言申し上げます。

2 年前にこの役場で発生したパワハラ事案について、まだ記憶されておられる方も多いかと思います。あれから 2 年がたち、またもやパワハラ事案が再発するという、決してあってはいけないことが起こってしまいました。

村当局におかれましては、徹底した再発防止対策を行っていただき、もうこれ以上同じことが繰り返されることのないようお願いいたします。

また、行政をチェックする役割がある我々議会において、今後の対応を改めて考えていかなくてもいけないのではないかと痛感しております。

二度と今回のような不祥事が起こらないよう、皆さんで力を合わせていこうではありませんか。

私から、以上のことを訴えさせていただきまして、質問に入らせていただきます。

まず最初の質問は、地域おこし協力隊と地域の活性化並びに地域に定住された協力隊員への支援拡充についてお尋ねします。

近年、都市部で在住する若者で、農林水産業の振興や住民の生活支援などに携わる地域おこし協力隊の隊員となる方が増えています。

現在舟橋村にも、全国で3例目となる地域おこし協力隊D A Oの取組として、ウェブエンジニアである「にしけん」さん、これは通称でございますが、着任され、サンフワープロジェクトやシティプロモーションの推進などに取り組む活動を行うというのは、皆さんもご承知かと思います。

さて、この地域おこし協力隊ですが、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活拠点を移した方を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱します。隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、P R等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活の支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

現在総務省では、2026年度までに隊員を1万人に増やす目標が掲げられています。目標を達成するには、受入れ側の自治体と隊員の双方をサポートする体制の強化が必要です。

隊員は自治体ごとに募集する仕組みのため、ノウハウがない自治体は参入に二の足を踏んでいる場合があります、自治体が求める仕事を隊員にうまく伝えられず、任期途中で赴任地を離れる隊員もいます。

このような課題を解決するためには、自治体が地域おこし協力隊員としっかり関わり、連携・支援を行うことが大切であります。地域おこし協力隊を任命したら、後は全て任せ切りにするのではなく、隊員を細かくフォローしていく必要性があります。

地域おこし協力隊のメンバーは、その地域の初心者という場合がほとんどです。できる限り早く地域に慣れ、スムーズに活動を進められるよう、地域交流の機会をつくったり、隊員の相談に乗ったりと、自治体が地域と協力隊の橋渡しとしての役割を担うことが必要であります。隊員が直面しやすい問題点の解決ができれば、地域と隊員のつながりも深まり、任期満了後の定住や定住後の活動にもプラスに働きます。

地域おこし協力隊の任期満了後の定住者については、経費の支援などを行う地方自治体に対しては国から一部補助金が支払われ、自治体の予算と組み合わせれば、手厚い支援も可能です。

一方、隊員に対しては悩みや相談にきめ細かく対応する体制を拡充する必要があり、総務省は、協力隊に関わる全ての人がこれまでの経験などを全国レベルで共有できるよう、全国ネットワークプラットフォームが開設されています。

そこで、次の3点について伺います。

まず1つ目、これまでに本村で活動された地域おこし協力隊員は何名おられますか。そして、その中で村内に定住された方は何名おられるのでしょうか。

2つ目、協力隊員に関する助言等を行う地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用を考えておられますか。

3つ目、地域おこし協力隊員の定住を後押しするためには、地域プロジェクトマネージャーとの連携並びに支援等が重要になってくると考えられます。今後に向けた本村の取組について見解を伺います。

次に、スマホやタブレットのアプリケーションを活用した行政サービスについて伺います。

ここ最近のことではありますが、役場へ来庁することがなく、スマートフォンなどから住民票や印鑑登録証などの申請を行うことが可能なサービス、これを導入する自治体が増えてきています。

一例として、東京都渋谷区の例を紹介します。資料をつけておりますので、またご覧になってみてください。

この渋谷区では、窓口混雑の緩和や区民の利便性の向上、職員業務の効率化を目的に、LINEを用いた住民票等の各種証明書類等のオンライン申請サービスを開始するという発表がありました。

このLINEを用いたサービスでは、利用者はLINEの渋谷区公式アカウントのトーク画面上で申請内容を選択して、スマートフォンなどで撮影した身分証明書の写真と自分の顔を撮影した写真を添付し申請するというものであります。この申請を受け、区が発行した住民票等は郵送で自宅に届くという仕組みです。住民票のほかに課税証明書、所得証明書、納税証明書などが対象となっています。

本人確認は身分証明書の写真と自分の顔を撮影した写真をAIで確認するというものであり、職員にとっても本人確認の手間がかからない点が優れていると感じられます。

発行に係る手数料の支払いについては、申請時にアプリ専用の電子マネーで払うことができます。

また、このLINEを活用したサービスでは、各種書類の申請の受付だけでなく、妊娠面談等の予約や区が開催する各種講座の予約の申請の受付、道路や橋、公園の遊具などの破損、不具合などの通報や落書きなどの情報提供の受付までも行われています。

今後は、飼い犬の登録や鑑札の再交付、注射済票の交付・再交付の申請などにも対応するとのことです。

このサービスは、アプリケーションからの申請なので、24時間どこでも申請が可能であることから、利用者の利便性向上に加え、住民の方が村役場に来庁されることによる密を避ける手段としても有効であります。

また、LINEなど既存のアプリケーションをベースにするだけでなく、村長も視察に行かれた茨城県八千代町などのように、自治体独自でアプリケーションを開発して行政サービスを展開されている自治体もあります。

そこで、今回紹介したような行政サービスアプリの導入の可能性について、当局の見解を伺います。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 4番田村議員の地域おこし協力隊についての質問にお答えします。

地域おこし協力隊は、2009年（平成21年）に国が創設した制度であり、令和5年度時点では約7,200人の隊員が全国の各自治体で活動しております。

富山県内は、今年の6月1日時点で50人が活動しているところ、舟橋村では、今年の7月1日に着任いただいた隊員が初めての地域おこし協力隊員となります。これまでの隊員、村内定住者は、いずれも0名となります。

続きまして、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用に関する質問にお答えします。

令和5年度から国は、地域おこし協力隊の活用を検討したいと考えている自治体に対して、地域おこし協力隊の知見やノウハウを有する専門家をアドバイザーとして派遣する地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業を開始しております。

舟橋村では今年度、サンフラワープロジェクトを中心として、舟橋村のDX、新たなふるさと納税返礼品の開発に当たって地域おこし協力隊を活用したところですが、今後新たに地域おこし協力隊を活用した取組を検討する際には、他の自治体における地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用事例なども参考にしたいと考えております。

続きまして、地域プロジェクトマネージャーに関する質問にお答えします。

地域プロジェクトマネージャーは、市町村が地域の重要プロジェクトを実施する際に、行政、民間事業者、外部の専門家等の関係者間の橋渡しをしながら現場責任者としてプロジェクトを推進する者であり、現在、富山県内では立山町で1名の方が活動しております。

また、国の調査結果によると、令和4年度までに任期が終了した地域おこし協力隊員の定住率は、全国平均で約64.9%、富山県は約66.1%となっております。

県が地域おこし協力隊員及び元隊員を対象に令和3年度に実施したアンケート調査によると、地域おこし協力隊員と地域住民との活動の共有や円滑な人的ネットワークの構築がその後の定住に結びついているとされています。

舟橋村としては、地域おこし協力隊員と職員との間で定期的にミーティングを開催し、活動方針や取組の進め方などに関する意見交換を緊密に行うとともに、隊員がサンフラワープロジェクト以外にも様々な地域のイベントに参加する機会を創出し、隊員と地域住民の人的ネットワークの構築を支援することで、隊員が地域と関りながら積極的に活動できるように後押ししてまいりたいと考えております。

続きまして、アプリを活用した行政サービスについての質問にお答えします。

現在全国の自治体において行政サービスのデジタル化が進められているところですが、特にスマートフォン向けのアプリを導入・活用し、行政情報の配信や行政手続のオンライン申請・届出などをアプリで行えるようにしている自治体が増えております。

富山県内でも半数以上の自治体で、身近なアプリであるLINEの機能を拡張して、住民票や印鑑証明書等の申請、窓口相談の予約、防災・緊急情報のお知らせサービスなどが提供されておりますが、住民が利用できるサービスの種類は各自治体によってまちまちとなっております。

議員ご指摘のとおり、スマートフォン向けのアプリを活用した行政サービスのデジタル化は、利用者にとって、申請手続の負担軽減や24時間のサービス利用など、利便性の向上につながることを期待されます。

舟橋村としても、今年度から新たに導入した電子回覧板機能や災害時の安否確認機能、広報紙の配信機能などを備えたスマートフォン向けのアプリである「結ネット」の普及を推進し、行政サービスのデジタル化を進めるとともに、他の自治体におけるアプリを活用した行政サービスの導入事例なども情報収集していきたいと考えております。

○議長（前原英石） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 改めまして、おはようございます。3番加藤智恵子です。

私からは、通告のとおり、早朝の学校開放と高齢者の移動手段の進捗状況についてお伺いします。

まず、小学校の早朝の学校開放についてです。資料を参考に見ていただけたらありがたいです。

まず、小学校の早朝の学校開放について。

舟橋村は、未就学児も含めた子育て共働き世帯が多く存在します。子育て共働き世帯では、子どもが小学校に入ると、保育園時代に比べて、仕事と子育ての両立が困難になることがあります。

村内の保育園では午前7時から午後7時まで子どもを預けることができますが、小学校に入ると、保護者の出勤後に子どもが登校し、保護者の帰宅前に子どもが下校する家庭が少なからず存在しています。放課後に関しては、学童保育に子どもを預けることができますが、朝の時間のギャップを補う手段はありません。そのため、早朝の子どもの居場所として、早朝の学校開放を求める声が聞かれます。

そこで、実際にどのような早朝の学校開放が必要か確認するために、保育園や小学校の保護者にアンケートを実施し、具体的なニーズや希望時間帯、使用目的などを把握して準備を進めていただきたいと思います。

また、これらの質問を含めた、いわゆる小一の壁で困難に感じていることについても適宜把握し、対応を取ることで舟橋村の子育て環境がますます魅力的になるのではないかと考えます。

早朝の学校開放は、小学校教員の負担を増やさないように行わなければならないと考えます。地域住民や「がっこうてつだいたい」、ふなはしテトラ協働本部——地域と学校（子どもたち）のつなぎ役としてのテトラなどが話し合い、協力をし、早朝の学校開放を実現していただくことを提案します。当局のお考えをお伺いします。

次に、自動運転バスやマイカーを活用した共助型公共交通など、高齢者の移動手段として施策の進捗状況をお伺いします。

令和7年は、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となります。元気な方も多いのですが、視力、聴力、認知力、体力の低下が目立って、外出を控えがちになる方々も予想されます。

そこで、自動運転バスを導入されたら、皆さん楽しい活用方法を考えておられます。例えば地域探訪ツアー、村内の歴史的な場所や観光名所を巡るツアーを企画するのはいかがでしょうか。自動運転バスで地域の魅力を再発見することができます。各スポットで地元の方のガイドが案内する時間を設けると、より楽しめるのではないのでしょうか。

次に、趣味のサークル活動に利用します。園芸、写真撮影、ウオーキングなどの趣味を共有するサークルの移動手段として自動運転バスを活用するのもいいと思います。例えば、季節ごとに花や風景を楽しむためのスポット巡りなど、サークルの活動に合わせてルートを設定できます。

地域のイベントシャトル。地域のお祭りや文化イベントへの参加を促進するために、自動運転バスをシャトルバスとして利用することも考えられます。特に移動が困難な高齢者にとって、イベント会場までの移動が楽しくなり、参加意欲が高まります。

次、バーチャル旅行体験。自動運転バスの内部にスクリーンやプロジェクターを設置して移動中に仮想の旅行体験を楽しむこともできます。例えば、海外の名所を映し出しながらバスの中で軽い解説を行うなど、実際の旅行をするような気分を味わえます。

日常の足としての活用として、買物や通院など日常の移動手段として活用するのもよいでしょう。移動中におしゃべりをしたり、楽しい友達をつくるサロンなどの場としても役立ちます。また、バス内で健康チェックを行ったり、運動プログラムを実施したりするのも楽しいと考えられます。

最後に、健康促進プログラムとして、自動運転バスを使ってウオーキングやハイキングの出発地点まで移動し、終点で待っているバスに再び乗るという形で、健康維持のためのアクティビティーを促進することができます。運動の後にバス内で軽食やお茶を楽しむ時間を設けるのもいいかもしれません。

これらの方法で、高齢者が楽しみにできる自動運転バスを利用する活動が増えて、移動の時間がより充実したものになると思います。

幾つか今までに提案したものと重なりますが、自動運転バスは自分で移動がしにくくなった方の楽しみに活用することも検討していただきたいと考えています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 3 番加藤議員の、児童の早朝の学校開放についてお答えいたします。

両親の共働きによって、お子さんの登校時には既に両親が出勤してしまい、お子さんが鍵をかけて登校するご家庭の不安を解消するために、東京都三鷹市や大阪府豊中市など県外の自治体が、子どもの居場所づくりとして、早朝から学校施設等を開放し、始業までの時間の子どもたちを見守る取組を行っているということは、承知してございます。

舟橋小学校は、始業開始時刻を早めておりまして、現在、8時5分から朝の会が始まります。そのため、児童は午前7時40分から50分の間の登校となっております。そのため、自宅を出る時間も早いというふうに思われます。

そのようなこともありまして、舟橋村では、現段階で学校をはじめ教育委員会や生活環境課などにそのような要望が来ておりませんので、実施については、現在のところ検討しておりません。今後要望があれば、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

なお、早朝開放を行うということに当たりまして、開放場所の選定、監視に当たる人間の確保、集団登校、個人登校等の登校時の形態の決定、利用のための費用の自己負担など、解決すべきことも幾つか出てくると思います。

以上です。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 3番加藤議員の、高齢者の移動手段のご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど、自動運転バスのくだりに関しまして、様々な手法、導入後のご提案をいただいたかと思います。私も知らないような活用方法も今加藤議員のほうからおっしゃったというふうに受け止めております。

まず、この自動運転バスの導入の是非については、令和7年度に向けて導入するか否かというところは、当局でも対応を進めておるところでございます。これが導入になった暁には、もちろん今ほど加藤議員がおっしゃいました活用方法も念頭に、村民の皆様にとって有益な公共交通施策として昇華させていきたいというふうに考えております。

そして、令和7年度にそういった是非を問いたいということではありますが、私の考えとしては、自動運転バスは、是非の「非」になった場合においても、村民の皆様にとって、この公共交通施策は何らか導入すべきであろうというふうに常日頃感じております。

現在、日本国内においては、公共ライドシェア、日本版ライドシェア、A I オンデマ

ンド交通、デマンドタクシーなど、様々な公共交通施策が始まっております。この中でもしこの舟橋村の公共交通に合致するようなものがあれば、この自動運転バスももちろん導入は進めていきたいというふうに私自身考えておりますが、そうではなかった際には、ほかのこういった公共交通も導入の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、手前みそではありますが、現在舟橋村の公共交通は、社会福祉協議会さんが行っている外出支援サービスのみの状況となっております。加藤議員も恐らく承知しておられるかと思いますが、現在このサービスは道路交通法に遵守した形で外出希望者の方を目的地までお連れする事業となっておりますが、現在は、舟橋村外のスーパーまではこの送迎の対象としておりますが、内科系の医療機関の送迎というのは、担い手の確保が難しいという課題において、なかなか対応ができない状況となっております。そのため、昨年度からですかね、サービス内容の拡充を促進するため、舟橋村役場と社会福祉協議会の職員様でワーキンググループを結成し、話し合いを重ねております。

議員がおっしゃったとおり、介護予防の観点からも、外出であったり他者との交流は非常に有効な方法であると考えると同時に、その一助とするために、現在当村で実施しております運転免許返納事業と並行して、今ほど申し上げましたとおり、自動運転バスもしかり、公共ライドシェア、日本版ライドシェア、A I オンデマンド交通、デマンドタクシーなども今後検討を進めていきながら、その中で実現可能な形を取ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 先日、三、四週間前になりますか、サンフラワープロジェクトの計画によるヒマワリ畑を見学しました。ヒマワリはたくさん咲いていたんですが、宣伝が乏しいのか、当日は若き夫婦が見学に来ておられただけ。富山市の住民だそうです。残念かな、散策道がない。また、面積がないし、狭いなと感じました。

さて、通告してあります主要地方道富山上市線の融雪装置の整備ですが、この整備については、平成2年頃ですか、定かではありませんが、県は融雪装置の整備について村に打診をしたんです。いかんせん、地元の反対を受け、中止となりました。以後、要望すら出ていなかったと思われます。

しかし、本道路は富山県の主要道路であり、かつ近年のモータリゼーションの発達に

より、車両が一段と増加し、不慮の事故等も考慮すると、融雪装置の整備は喫緊の課題であると考えるのは、私だけではないと思います。

今さらとの意見も聞き及んでおります。今さら……。裏を返せば、整備なんか要らんよと、融雪装置は要らんよというふうにも取れます。確かに、一部の意見といいますか、少数意見だとしても、非常に大事であって、尊重しなければなりません。

しかし、視点を変えて、もっと公益を考えると、何でそんな疑問が起こるのか、私は不思議でならない。いろんな方法はあるとは思いますが、なぜ、千載一遇のチャンスと捉えるのが本来と思うが、どうでしょうかね。

ところで、県は、新規の融雪装置は整備しない。また、老朽化した融雪装置を優先的に補修すると言っておりますが、どうですか、これには疑問を感じます。そうしますと、現在出来上がっておる、要するに、既得権者だけが利益を被っている。新しく発展した町、村、人口増となり交通量の大幅な増となった地区はどうなるのか。どうしてくれるのか。冬季の事故の増を待っているのか。事故ですね、雪による。交通安全を打ち出しているが、この面からも疑問を感じると私は思いますし、思われませんか。

県は、融雪装置が途切れている区間、中抜け区間と言っております。この中抜け区間がくせ者でありまして、中抜けというのは、100メートルなのか、200メートルなのか、1キロなのか、分かりません。こういった方針を打ち出しました。私は、これには一応納得しますが、今言いましたように、区間の長さが分からない。

しかし、述べたように、本道路は県の主要道路であり、かつ西側、富山市三郷地区、ご存じのように、東は立山町の泉地区まで、住宅街地は整備済みであります。

舟橋村の大きな中抜け区間、今ほど言いましたように、1キロが妥当なのか、2キロが妥当なのか、分かりませんが、これをどうするのかと、私は県に聞きたいと思います。

そこで、村長は県と掛け合い、早急に整備すべきと考えますが、村長の今後の姿勢、考えを聞きます。

村長、汗を流しましょうよ、かきましょよ。手段を考えましょ。いろんな手段があると思います。たしかに井戸を掘って出す場合もあるし、あるいは河川水、いろいろありますが、そういったいろんなことを考えると、決して無理ではないと思います。村民全体の利益を考えれば、私が普通でなかろうかと思います。

終わります。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 5 番森議員の、主要地方道富山上市線の融雪道路の整備について、ご質問にお答えをさせていただきます。

質問の要旨にもございましたが、村の近未来における姿を見据え、かつ発展に向けと
いうことに対しまして、まずはお答えをさせていただきたいと思います。

融雪装置の整備という枠から若干飛躍している質問かと思いますが、やはり舟橋村は
今後高齢化がより一層進行することが予見できます。日々の生活において利便性の高い、
そして安心・安全な村へと取組の歩みを進めていくべきであろうと考えております。

踏まえて、今ほどいただきました森議員のご質問にある融雪装置の整備についてにな
りますが、過日、舟橋・竹内・国重地区の3地区の自治会長を交え、主要地方道県道富
山上市線における過去の経緯と現状について説明の場があったと伺っております。しか
しながら、その後、各地区内での協議もしくは話合いというのは行われていない状況で
あると認識しております。

今ほど森議員がおっしゃったとおり、「今さら」という言葉も中にはあるのであろう
かというふうにも感じておりますが、当局としては、各地区に対してそういった協議や
話合いを行ってくださいという働きかけは、現在において実施できていない状況
でありますので、改めて当局としては、各地域の住民の皆様がどういうことを要望され
ておるのかということは、まずは耳を傾けるべきであろうかと思えます。

今後当局としては、舟橋地区からそういった要望が上がっている旨を2地区の方には
お伝えして、そういった場を設けていただくという取組は進めてまいりたいと考えてお
ります。

その結果をもってして、県や県の土木関係のところへの働きかけはもちろん行って
きたいと思っておりますので、もうしばらくそういった進捗を見守っていただきたいと考
えております。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 森 弘秋議員。

○5 番（森 弘秋） 今ほど村長から、各地区の自治会長との話合いができて、私を含
めて数名と、そういう各地区自治会長にお話ししたんですよ。先ほど言ったように、経過
とか状態を言ったんですよ。けども、確かに自治会長さん方にすれば、簡単にはいか
ない、簡単に話をできないかもしれませんが、これはもう少し大局的に、大きな目を開

いて、やっぱり舟橋村を考えれば、先ほど言いましたように、広域を考えればというふうに思うんですよ。なかなか前に進まんのが、村長が言ったように、本当かもしれない。

ただ、村長にもう一度言いますが、先ほど言いましたように、そういう既得権者だけが利益を被っているのに、私、これは県が悪いのかどうか分かりませんが、県は新しいところをしない。新規の整備はしない。おかしいと思いませんか。絶対おかしいですよ。なぜか。

これ、実際言って、どうか分かりませんが、新聞社の方がいるからね。

私、調べたんですよ。調べましたら、新規はしないと言いながらも、5つもやっているんですよ、ある地域では。それは実際に確固たるところから聞いてきております。

これを、舟橋村は中抜け区間かどうか知りませんが、新規かどうか分かりませんが、全くゼロではないところに、仕掛けをして食い込んでいく。これが行政の姿勢、やり方ではないかもしれないけど、何とかしてくれんかと訴えていくと思うんですよ。

私、こういった問題を、先ほど言いました、十数年前話ししましたけども、千載一遇のチャンスと言いましたけども、今ここで途絶えたら、いや前回も前々回もやっておらんんじゃないかということが出てしまうと思います。

いろいろ問題はあるかもしれませんが、後世にこの問題を先送りしてもいいんですかというふうに思うんですよ。

ちょっと詭弁みたいなこと言いますけども、子どもたちが、なぜ冬になって舟橋村だけが道路に水が出ないの。三郷は出ます。泉は出ます。真ん中の舟橋村だけ出ない。それで事故が起きたとしましょう。

そういうことを、疑問を子どもたちに思わせないために、今のうちに何かやっていかれたらと思うんです。

それから、最後になりますけども、十何年前に、確かに村の人が、誰か分かっております、はっきり言ってね。名前は言いませんけど。その反対というのは十数年前。その反対は、もう時効ですよ。それを今、私、県に……。

村が十何年前に反対したから、それがずっと尾を引っ張っておるみたいな感じがするんですが、もう時効ですよ、そんなもんな。

ということで、村長に県との掛け合いをよろしくお願いします。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの森議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

「時効」という文言もあったかと思います。月日も大分たちまして、その当時の方々が多くは残っていらっやらない中で、改めて今が千載一遇のチャンスでなかろうかと。そういった論調も大変、私も理解できなくはありません。

当局としては、もちろんそういった声を踏まえながら、地域の住民の皆さんがどうお考えになるかということは、やっぱりそこは重要なところであろうと思います。

そういった意味で、この広域を見たときに舟橋が中抜けであるという、そういったお考えも理解できます。村としては、そこに引くことに対してのメリットというか、この先そこにあればどうなるかという観点も、この2地区の自治会の集まりには、お伝えすることはもちろん必要なのかなというふうに考えます。

改めてにはなりますが、県内ほか、整備されている融雪地区があるということも承知しておりますが、そこには県なりの諸般の事情があるということも承知しております。

そこと比較して舟橋の中地区がどうだということは、申し上げたところでなかなか議論の俎上にも上がらないものであらうとは思いますが、今ほど森議員が言われたとおり、この広域で考えたときの舟橋の未来を見据えて、どのように住民の皆さんに理解をいただいていくかということに汗をかくべきかというご指摘だったというふうに総じて感じておりますので、そういったことを今後私の立場としてやっていきたいなというふうに考えております。

以上、再質問に対してのご返答となります。

○議長（前原英石） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 1番小杉知弘です。

質問の前に、今ほど森議員からもありましたが、ちょうど1か月前ぐらいですね、地鉄沿線の休耕田のほうにヒマワリ畑が一面に広がりました。

森議員ご指摘のとおり、ちょっと規模が小さいですとか遊歩道がないというお話もありましたが、私、延べ、花が咲いてから5回ぐらい現地へ行かせていただきましたが、毎回村外の方がいらっやっていました。遠いところでいくと、東京からいらっやっている方もいました。

今年、規模の大小もありますし、一部では、もともと休耕田だったということもあって、水はけが悪い箇所とかはちょっと花が咲かなかったという場所も見受けられましたが、今年の課題が見えたかなと思います。当然、来年も続ける事業だと思いますので、

今年の反省を踏まえて、来年、より盛り上げていけたらいいかなというふうに感じました。

では、本日は通告どおり、小学校のプール授業及び夏休みのプール開放における今年度の実績と来年度の方針について質問をさせていただきます。

今年の5月27日になりますが、小学校校長と育成会長の連名で、夏休みのプール開放中止のお知らせが発表されていると思います。お知らせの中には、去年の実績、猛暑下での監視及び登下校時における熱中症の発生を懸念して、今年度の夏休みのプール開放を中止する旨、記載がございます。そして、結びに、「プールの利用につきましては、授業中の学校の水泳指導等を充実させるよう努めてまいります」と書かれております。

まず1点目の質問は、ここに記載されておりました、学校での水泳指導等の実績を教えてくださいと思います。2点目は、来年のプール利用の方針についてお伺いしたいと思います。

まずプールを使った授業の必要性ですが、日本での学校教育における水泳の授業は、1955年に修学旅行中の中学生が乗っていた船が沈没し、168名が亡くなる事故をきっかけに、政府が補助金を整備し、プールが建設され、水泳の授業が義務化されたようです。

日本は周りを海で囲まれた島国ですし、また富山県にも海水浴のできる海岸も多数あります。本村内には数本の河川も存在します。

水泳指導は、万が一のとき、水難事故から身を守るために必要な授業だと思います。また、学校指導要領においても、プール等水泳場の確保が困難な場合においても、水遊びや水泳運動を安全に行うための心得については必ず取り上げることが明記されている点においても、水泳の授業の重要度がうかがえると思います。

一方、プールを使った授業及び夏休みのプール開放におけるリスクも考慮しなければならないと思います。先ほどのお知らせに記載のとおり、猛暑下における登下校、プール監視員の熱中症のリスクが考えられます。また、気温より水温は低いので熱中症のリスクは下がると思われがちですが、水中では汗で熱を逃がせないため通常の体温調節ができず、水温が33度以上に上がると体温との温度差が小さくなり、熱を体から水中に逃がせず、その結果、熱が体内に籠もり、熱中症のリスクが高まるとも言われています。

以上のように、プールの活用にはメリットとデメリットが存在し、プール利用の判断は大変難しいものだと思います。しかしながら、周辺の小学校に目を向けますと、運用

面を工夫することでプール利用をされている実態があるようです。隣の立山町立利田小学校では、立山町として、本村と同様に早い段階で夏休みのプール開放の中止の判断をされた代わりに、授業でのプールを極力減らさないよう、監視員の増員、小まめな休憩と給水を徹底して行うことで、十数回の授業を行えたそうです。

また、砺波市では、市内 8 校全てがプールの開放時間を午後から午前に変更して対応したと聞いています。砺波市立鷹栖小学校のホームページを拝見させていただきましたが、全校生徒数の約半数である約 70 名が楽しそうに水遊びをする姿が載っており、非常に羨ましく感じました。

ところで、今年も暑い日が多かった印象ですが、実は熱中症警戒アラートは、去年の 3 分の 1 以下の僅か 9 回しか発表されていないことをご存じでしょうか。しかも、夏休みの発表は僅か 5 回でした。

事前に救急救命講習を行ったり、プール当番さんの予定を開けていただいたりといった負担を考えると、去年の実績を考慮して中止という判断も理解できます。しかし、子育て環境の充実を掲げる本村の判断としては、相手が自然で予想することができないからこそ早々に中止の判断はすべきではないと思います。

県内各所で行われてきたプールの授業及びプール開放における工夫をいま一度検証していただき、来年は子どもたちが安全に水に触れ合うことができる機会が増えるよう、環境の整備を進めていただきたいと思います。

以上が 2 点目の質問になりますが、来年の実施に向けて教育長のご意見を伺えればと存じます。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 1 番小杉議員の、小学校のプール授業及び夏休みのプール開放における本年度の実績と来年度の方針についてお答えをいたします。

まず、小学校のプール授業及び夏休みのプール開放における本年度の実績でございますが、授業で行われているのは、全学年 4 回以上の実施を今年度予定しておりましたが、実施できましたのは 4・5 年生が 2 回、他の学年は 1 回ずつでございました。これは、6 月の後半から 7 月にかけて天候不良が続きまして、雨天の日、雷注意報が発令された日が多かったこと、それから熱中症警戒アラートが発令されたことなどにより、プール学習ができなかったということによるものでございます。

また、夏休みのプール開放については、今年度は実施しておりません。これは、昨年

度、高温の日が続き、1回の実施にとどまったこと。今年度も気象庁の発表からは猛暑が予想されたことにより、児童のプールまでの往復の道のりやP T A役員の長時間にわたるプール監視等により、熱中症に対して大きなリスクがあることから、小学校のほうでは、5月のP T Aの役員会で協議をした結果、プール開放を中止するということを決定したものでございます。

次年度についてですが、水泳学習については、これまでどおり指導計画にのっとって実施していくということになります。

夏休み期間中の開放については、P T Aが監視を担っておりますことから、学校とP T Aの協議を踏まえ、校長の判断というふうになります。

以上、答弁といたします。

○議長（前原英石） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 答弁のほう、ありがとうございました。

今ほど、実績のほうでは4・5年生が2回、それ以外の学年が1回ということだったと思うんですけど、天候不順と熱中症警戒アラートで実施できなかったということなんですけれども、こちらについては、振替等は考えられなかったというのが質疑になります。

聞いているお話ですと、天候不順だったときは、体育館での体育に切り替えた授業もあれば、体育を行わずに、座学ですかね、を行ったという話も聞いていますので、例えばそういったときに、天候の悪いときは座学に切り替え、天候がよくなったときにプール学習に切り替える方法はなかったのかなというのが1点の追加の質問になります。

それと、もう一つ、来年度の実施に関して、P T Aさんと小学校のほうでまた協議していくということなんですけれども、今年のできなかった理由の中で、幾つかプール活動中の熱中症の話、それから登下校の話等ありましたが、今の段階からできる対策をすることで来年実施できると思うんですけれども、何かP T Aさんもしくは小学校のほうから、こういうことができれば来年実施できるんじゃないかみたいな話等は出ていないのか、追加質問になります。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 小杉議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

本年度の水泳学習が実施できた日については、私がちょっと調べた限り、6月が3日間、それから7月は5日間、これは天候不良等によって開始できた部分です。3日と5

日なので8日間。

今のご質問でいきますと、振替の授業に関してですが、これは学年に応じて授業を入れ替えることは可能だというふうには考えております。ただし、教科によっては担任以外の先生が持つということで、他の教員の授業との組替えということが必要になってきますので、なかなか難しいところもあったのではないかとというふうに推察しております。

この点、次年度に向けては、座学があった場合には他のものに切り替えるというようなことを実施できるように学校のほうには伝えてまいりたいというふうに考えます。

それから、来年に向けた質問のほうなんです、これに関しては、現在教育委員会のほうで、午前中に時間をずらすなりということは考えてございます。

ただ、監視のほうは、PTAの方がほぼになってまいります。現在、PTAの方を入れまして、6名で監視をするということになっておりますので、毎日5名の保護者の方に協力を依頼するということになりますと、開始が、8月のお盆前まで開放してございますので、その間10日ほどになるということは、50人ぐらいの保護者の方に、午後、午前、あるいはその辺りをお休みを取っていただくということになってこようかと思っておりますので、その辺りもPTAの方とやっぱりお話をしながら次年度に向けたものをつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（前原英石） 古川元規議員。

○2番（古川元規） 2番古川元規です。

私からは、通告どおり、まずは第1点目、ふるさと納税の取組強化についてご質問をさせていただきます。

総務省によりますと、ふるさと納税で全国の自治体に寄附された総額は、昨年度1兆1,175億円となり、初めて1兆円を超えました。これは前の年度を1,521億円上回り、4年連続で過去最高を更新したことになります。また、去年1年間にふるさと納税を利用して今年度の住民税の控除を受けるのは1,000万2,000人で、前の年度より107万人余り増え、これまでで最も多くなりました。住民税を納めている人は全国でおよそ6,000万人で、6人に1人がふるさと納税を利用したことになります。

この制度自体については、国が地方創生のためにお金を出したくないという理由で地方同士で血みどろの争いをさせ、それぞれの地方自治体で自分たちの予算を稼げという

ちょっと無責任な側面もあると考えております。個人的には、国策としては欠点のある制度ではないかなというふうに思っておりますが、一方、この制度を活用して年間の予算をはるかに超える寄附金を獲得し、潤沢な予算を基に、住民に資する支出を実現している自治体も幾つか見受けられます。ただ指をくわえて見ても非常にもったいない状態であるというのは確実に言えることかなというふうに思います。

他県をおとしめるようなことを言うと炎上する事例もございますので、それは控えますが、控え目に見ても、富山県というのは、他県と比較して、特に食に関して非常に優秀なコンテンツがある。にもかかわらず、こちらはちょっと古いデータしか見当たらなかったんですが、2018年の県別ランキング。この受入額のランキングでは、46位の徳島県8億2,623万円に対しまして、富山県4億4,259万円と、断トツの最下位でございます。どのぐらいトップと差が離れているのかといいますと、1位・北海道365億、2位・佐賀県315億、およそ70倍以上の差がついているということでございます。

去る8月19日、舟橋村でもふるさと納税返礼品商品化セミナーが開催されまして、地域力創造アドバイザーの渡邊竜一さんも、また講師として見えられましたスズランロードハウスの生井浩司さんも、口をそろえて、今後もふるさと納税の市場は伸びていくというふうに力強く語られるとともに、富山県、そして舟橋村の潜在能力の高さを力説されておられました。

そこで語られた具体的な方策につきましては、今後の戦略に関わることでございますので、公開されておりますこのような場での言及は避けたいと思いますが、舟橋村でも十分に取り組むことのできる内容であるというふうに感じましたし、お二人が話されておりましたように、ふるさと納税取組強化の成功の可否を分けるのは、首長の熱意とフットワークの軽さであります。渡辺村長はその両方を備えているというふうに信じておりますので、他の自治体に先駆け、補正予算を組んででもすぐに動き出すべきであるというふうに考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

続きまして、2点目の質問、こちらは消防団についての質問でございます。消防団への助力は足りているんであろうかという質問でございます。

本年の4月、舟橋村消防団に広報特別委員会としてインタビューをさせていただきました。その様子は、議会広報紙「Funahashi Bridging Voices」の5月発刊の3月議会号の特集記事にも掲載をされておりますが、その際に、意識

啓発のイベント開催などを通して、女性を含めて入団者の増加を図りたいというお話がございました。また、シャワー室の設置をお願いできないかというようなお話もございました。

そのようなことを意識に入れつつ、先日、自民党第２選挙区支部青年局の視察研修で消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室・川崎祥子課長補佐よりレクチャーを受けてまいりました。そこで消防団の充実強化に向けた支援制度が非常に多くあることを知りました。

その中の幾つかを挙げますと、準中型免許の取得支援制度、消防団の力向上モデル事業、消防団加入促進広報事業、消防団設備整備費補助金、消防団災害対応高度化推進事業などがありました。

これらを活用することで入団者を増やしている実際の事例もあり、舟橋村においても消防団の充実強化を図ることができるのではないかとと思いますが、これら事業、補助金の活用を検討したことはあるのでしょうか。また、これらの存在を消防団にお伝えされていたのでしょうか。さらに、シャワー室などの施設の整備については、緊急防災・減災事業債の活用ができるというお話も伺ってまいりました。

消防団は舟橋村の防災・減災の要でありますので、できる限り村としても助力をしていくべきだと思いますので、以上のことを踏まえまして、現状と今後の対応について当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） ２番古川議員のご質問に回答をさせていただきます。

ふるさと納税の制度については、ある種の欠点があるという意見も承知しております。現在は、当初の制度の趣旨から逸脱し、税控除とそのバーターとしてのショッピング感覚で制度利用をされている方がおおよそであろうと感じております。

しかしながら、ご指摘のとおり、この制度がある以上、静観していることはマイナスでしかなく、積極的に進めていく必要のある施策であろうと感じております。積極的に進めるメリットとしては、やはり何といたっても、財源の増収に尽きると思います。すなわち、今後の未来を見据えた様々な施策を進めるということに対しても、非常に有効な手だてであると認識しております。

ふるさと納税の取組の一例として、昨年視察してまいりました茨城県境町は、こちらでも潤沢な税収を元に、自動運転バス以外にも町営施設の充実や移住促進事業、そしてさ

らなるふるさと納税寄附金額増収の投資などを行い、町の発展に大きな好循環を生み出している状況でありました。

あわせて、先般開催させていただきましたセミナーにおいては、茨城県八千代町のふるさと納税の取組の中心人物でありますスズランロードハウスの生井氏からは、この舟橋村のポテンシャルの高さとして、大都市、すなわち富山市に近接している立地の優位点、そして村内には子育て世代のお母さん方が多い点、富山県全体の食材のポテンシャルの高さ等々を評価いただきました。同時に、現状の多くの都道府県市町村は今般の制度の改正に追従し切れていない状況である中で、来年度のふるさと納税の制度改正が今後の一つのターニングポイントになると見込まれております。

踏まえてになりますが、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税への取組に関しては待ったなしの状況であるという認識の下、今後迅速に取りかかりたいと考えております。

特段資源の乏しい自治体にとっては、このふるさと納税の制度の詳細を把握し、理解し、その上で他市町村よりも進んだ取組を今後実施に向けて検討したいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 2 番古川議員の、消防団への助力についての質問にお答えします。

消防団は、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重大な役割を担っています。

消防団への助力については、平成 25 年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、国及び地方公共団体は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図る責務を有するとされております。

舟橋村においても、これまで国や県の補助金等を活用しながら、消防団の機材や備品などを整備するほか、消防会館のシャッターに消防ポンプ車やマスコットのイラスト等を描いて、消防団の P R、イメージアップを図るなど、消防団の活動を支援してきたところです。

今後村として消防団への助力に関する取組を検討するに当たっては、消防団の皆さんからの意見などをお伺いするとともに、他の自治体における消防団への入団促進や消防団の活動の活性化に向けた先進的な事例なども参考にしてまいりたいと考えております。

す。

○議長（前原英石） 古川元規議員。

○2番（古川元規） 答弁、ありがとうございます。

まず1点目、ふるさと納税の取組強化につきまして、前向きな返答をいただけたかなというふうに思っております。ぜひとも進めていただきたいと思いますし、商品化セミナー、聞かれておられた議員もおられましたし、聞かれていない議員もいますので、まずは、このような開かれた場ではちょっと語れない内容もあるかと思しますので、クローズの場でも今後の方針等について議員なりに説明する機会を設けながら、迅速に住民の理解が得られるような施策を取り組んでいていただければというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

2点目、消防団の件につきましてですけれども、消防団の方々の意見も取り上げながらというお話でありましたが、ある意味、事前に我々がその意見を吸い上げてきたところでございますので、そういう内容を基に、ぜひとも引き続き充実強化に向けて、このような補助金もいっぱいあると、支援制度もいっぱいあるということですので、活用して進めていていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（前原英石） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時20分までといたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 6番竹島貴行です。私は、通告しております高齢者福祉に関して質問をさせていただきます。

舟橋村では、令和6年3月に遡って、「地域で支え合い、高齢者が健康でいきいきと暮らせるむらづくり」という概念を掲げた高齢者保健福祉計画をつくりました。この計

画は令和6年度から令和8年度に村が取り組む計画となっていますが、計画が埋もれることのないよう、そして村民の皆さんに、村は高齢者にも目を向けて福祉計画を作成し行政対応していることに少しでも関心を持っていただきたいと考えています。

私自身、この計画策定に少々関与させていただき、うれしく感じた点を紹介させていただきます。

これまでであれば、計画骨子作成を業者に丸投げし、業者が作成した計画を策定委員会に配布され、数回開かれるだけの委員会で計画が承認され、計画が決まってきました。しかし、今回は担当職員たちが自ら計画骨子をつくり上げたと聞きました。計画作成を業者に任せるのと、職員自ら舟橋村の実態を考慮し、つくる計画では、必然的に職員の仕事の質や仕事に向き合うモチベーションが異なると思います。そして、計画自体に舟橋村を実感でき、策定委員として中身をしっかりと拝見して、担当職員たちと有意義な打合せにより、福祉計画ができたことをうれしく感じています。

このことから、この計画が村民に寄り添う福祉サービスとして展開されることを期待するものです。また、これは村長が目指す役場の組織改革の効果につながるのではないかと期待します。あわせて、社会福祉協議会の広報や各種福祉団体の皆さんの取組についても関心を持って見るようになり、皆さんが舟橋村の福祉に一生懸命貢献されている姿を感じ、うれしさと感謝の気持ちを大きくしております。

その上で、今回は質問を高齢者福祉について取り上げさせていただき、福祉行政がさらなる前進に結びつくことを期待し、村長の見解を聞きたいと考えております。

先般、メディアで報道されたことに目を留めました。それは、自宅で亡くなった独り暮らしの人が今年の上半期に全国で計3万7,227人、暫定値ですが、いたことが分かったと警察庁が8月28日に発表し、65歳以上の高齢者は2万8,330人で、全体の8割近くを占めたそうです。

また、政府は孤独死、孤立死の実態把握を進めており、今年から公表を始めたことも報道されました。そして、都道府県別に見ると、死者のうち65歳以上の割合が最も高かったのが富山県で86.2%、徳島県82.3%、奈良県82.1%が続き、最も低かったのは沖縄県で68.8%だったというショッキングなものでした。富山県にある舟橋村として、この公表事実を真摯に受け止めて、高齢者問題に向き合っていく必要があると考えました。

内閣府は、令和3年版高齢社会白書で、65歳以上の人口に占める独り暮らしの割合

が、2015年時点で男性が約192万人、女性が約400万人だと公表しています。1980年時点では、男性約19万人、女性が69万人だったそうで、年々少子高齢化が顕著に進行している実態が浮かび上がっています。また、2040年には、65歳以上の独り暮らしの割合は、男性20.8%、女性が24.5%まで増加すると推計されているそうです。そして、今後、この傾向が加速度的に増加していくことは明らかであり、舟橋村においても、地方創生や地域福祉の観点から重要な問題ではないかと私は考えています。

舟橋村は子育てに手厚い支援があり、若い世代にとって住みよい村というよいイメージで語られることもあり、そればかりではなく、村民に高齢者や病気を患った人、障害を持った人たちもいらっしゃることを認識したいと思います。その人たちにとっても舟橋村は住みよい村となるよう、村づくりに邁進しなければならないと考えており、私は村長のこの考えを共有したいと考えています。

そこで、村の現状を認識するため、質問します。

1つ、舟橋村で独り暮らしの状況は、直近でどうなっているのか。

2つ目、独り暮らしの人の中で、高齢者、病を患っている方、障害を持った方はどれだけいらっしゃるのでしょうか。

3つ目、見守り対象とされている方は、どれだけいらっしゃるのでしょうか。また、見守り基準はあるのでしょうか。

4つ目、見守り方法や内容は、どう行われているのか。

5つ目、見守りを委託している場合、村はどのように実態を把握し、どのようにフォローされているのか。

6つ目、災害等の非常時に、独り暮らしの方々にどのような支援体制を村として考えているのか。

7つ目、独り暮らしの高齢者にとって、高齢化は、体が思うように動かなくなり、ひきこもりや地域での孤立化、ごみ屋敷化、貧困化、そして健康問題など、想定できる問題が多々あります。村としてこれらにどう向き合うのか、考えをお聞きます。

最後に、8つ目として、高齢者の熱中症を防ぎたいということで、クーリングシェルターという名目で施設の開放や一部高齢者に温湿度計を配付されました。暑さもピークを越えた今、これらの事業において成果をどう評価されているのかをお聞きます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 6 番竹島議員の高齢者福祉についての質問にお答えいたします。

1 から順番にお答えさせていただきます。

1 について、村内の独り暮らし世帯は、9 月 1 日現在、住基上 1 5 1 世帯でございます。その中でも居住実態がなかったり、逆に住所はあるが、実質独り暮らしの方もおられるので正確ではないかもしれませんことをご留意ください、お願いいたします。

2、その中で 6 5 歳以上の高齢者の独り暮らしは 6 3 世帯でございます。病を患っている方は把握しておりません。障害者は 8 世帯と把握しております。

今年度、議員ご指摘の 7 月から 8 月にかけて、熱中症予防対策事業として、高齢者の独り暮らしの方々を対象に、温湿度計について、民生委員さんを中心に配布し、見守り確認を行ってございます。

3 について、見守り対象となる基準はなく、舟橋村の災害時要支援者台帳においての対象者は、独り暮らし高齢者（6 5 歳以上）の世帯、高齢者（7 5 歳以上）のみの世帯、要介護認定者世帯、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を有する人、障害福祉サービス受給者）世帯、難病者（特定疾患受給者証を有する人）、医療的ケア児世帯です。

ふだんから地域で見守りなど行っているのは、6 5 歳以上の独り暮らし世帯や 7 5 歳以上のみの世帯等でございます。その見守りも、本人の同意を取る等、当事者の希望をかなえる形で行っております。

4 番については、民生委員や民生委員協力員による訪問、ケアネットメンバーによる見守り活動、ケアマネジャーや地域包括支援センターによる訪問等、見守り方法は多様でございます。

ハード面では、緊急通報装置を設置し見守る等、方法は対象者の希望に沿う形で行っております。

5、村としては、訪問記録を見ながら、地域包括支援センターと話し合い、必要な関係機関やサービスにつなげます。場合によっては、介護保険申請を勧めております。6 5 歳以上の独り暮らしの方のみですが、年に 1 回は地域ケア会議でケース検討を行っております。

6 番、災害時要支援者台帳を参考に、各地区の自治会長や見守り担当の方が、自分の

身の安全を確保した上で、電話などで安否確認や避難行動を促すなどの対応を行う予定としております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 続きまして、6 番竹島議員の高齢者福祉について、7、8 についてお答えをさせていただきます。

7 につきまして、今ほど明示いただきましたひきこもり化、孤立化、ごみ屋敷化、貧困化、健康問題等々に対しては、明確にこれというものを実施すればすなわち解決するという手だては大変難しく感じております。現在は、地域から課題として上がってきたときなどに対応を都度考え、事業化していきながら進めております。

一例を申し上げますと、地域包括支援センター等で行う地域ケア会議で、ごみ捨てが難しいという地域からの課題として取り上げられた際には、その地区の集まりの方々に対し、ごみ出しのボランティアをお声がけさせていただきました。そのところ、地域でごみ出しを協力する、そういった仕組みが立ち上がりました。このごみ出しが難しいという課題を解消すると同時に、地域の定期的な見守りにもつながるという大変好事例にもつながったと認識しております。

このような形で、その地域の住民の方々同士での課題を解決できる仕組みづくり、そして同時に、その支援を村としては行っていくことが重要だと認識しております。

8 についてですが、今年度は独り暮らしの高齢者を対象とした熱中症予防対策事業として、6 月 1 日現在、65 歳以上の独り暮らし世帯のうち、総数として 54 名に対しまして、温湿度計の配布を行いました。

配布につきましては、民生委員の方々が中心となって戸別訪問を行い、使い方の説明、熱中症対策についての注意喚起を実施いたしました。おおむねの方々はエアコンを上手に使って熱中症の対策、対応をしておられましたが、エアコンを設置していない方に対しましても、未設置理由を確認し、重ねて注意喚起を行いました。

また、その際には、村内においてクーリングシェルターを 3 か所で開放していることをお伝えすることができました。クーリングシェルターにつきましては、本年度は熱中症特別警戒アラートの発出はなく、運用においては、クーリングシェルターの開放は行わなくてもよいという状況ではありましたが、それでも舟橋会館に 3 名の利用があったと報告を受けております。

成果の評価につきましては、一つの目安にはなってしまいますが、熱中症での救急搬送要請件数になるかと思います。65歳以上の要請、こちらの数字に関しましては、独り暮らしか否かというところは不明ではありますが、昨年度は4件に対し、本年度は0件でありました。

この数値となった要因がクーリングシェルター及び温湿度計の配布によってとは言い難いため、あくまでも参考値として受け止めていただければと存じます。

一方、各論としての評価になりますが、現時点において、温湿度計の利用状況、使用状況などは調査ができておりません。

しかしながら、温湿度計の数値を目安にすることの大切さの周知であったり、そういったことを、配布の際には一定程度できていたというふうに感じております。

以上、クーリングシェルター及び温湿度計配布事業に対しての評価の答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 答弁のほう、ありがとうございます。実態がよく分かったような気がいたします。

しかし、そこで私が申し上げたかったのは、今後、少子高齢化が進展していくに当たり、この弊害というか、それが顕著に出てくるんだろうと思います。

今回の質問で高齢者福祉を取り上げましたが、福祉は形式にとらわれず、人が人を支える行為だと私は思っています。ですから、非常に重い仕事、この仕事に従事されている方たちのご苦労というものを私は実感するわけであります。

ネットを見ていますと、富山県の、2023年度になります。住みよい街ランキングというものが出てきます。このランキングに舟橋村は出てまいりません。多分出てこないのも理解はできますが、私はデータをうのみにするのではなく、舟橋村というこの村を非常に誇りに思っている次第であります。

これから村民一人一人が感じていくであろうウェルビーイング。県知事も掲げておられますが、これについては、人それぞれ感じ方、考え方が異なります。そのことを尊重した上で、行政の施策も進めていかなければならない。

それから、舟橋村は、ほかの町や市と違って、資源というものがあまりないところがあります。誇れるとすれば、人材資源、人的資源だと私は思っております。

今後も舟橋村が若いも若きも住んでよかったと思える村づくりの先頭に立って、村長

には活躍していただきたいというふうに願っているわけではありますが、福祉の重さ、これはずっしりと今後出てくるんだろうと思いますが、関係団体、社会福祉協議会などの皆さんとともに、この問題について真摯に取り組んでいていただきたいと。私も自分の立場をわきまえながら協力できればと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、この思いについて、村長にどういうふうにお感じになっておられるかお聞きして、私の質問を締めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの竹島議員の再質問に答弁をさせていただきます。

竹島議員の高齢者福祉に対する思いの強さというものを大変ひしひしと感じさせていただきました。

舟橋村は、現時点においては、まだまだその高齢化率というのは20％付近を推移する大変数値としては低い自治体ではありますが、20年後においては高齢化が顕著に現れてくる。そういった時期に差しかかっていると思います。すなわち、2040年代には舟橋村は人口が減少に転化し、そして高齢化が著しく始まる。そういった時期になると予見しております。

私自身、もちろん少子化に対しては様々な手だてを考え、これから進めていくという強い思いも持ちながら、多くの村民の皆さんにも選ばれる村として、高齢化に対しても、すなわち高齢化福祉に対してもしっかりと進めてまいりたいと考えておるところは、議員の皆様にも深く理解をいただきたいと思います。

その上で、私自身、なかなか届いていないお声、救い切れないお声があるというふうな認識も持っておりますので、議員各位におかれましては、そういった方面でまた村当局へのご協力をいただきたいということをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石） 次に、ただいま議題となっております議案第27号から議案第36号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 1 1 時 4 4 分 散会